

第48回 定時株主総会 招集ご通知

目次

第48回定時株主総会招集ご通知	1
株主総会参考書類	5
第1号議案 剰余金の配当の件	
第2号議案 定款一部変更の件	
第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件 （提供書面）	
事業報告	16
計算書類	43
監査報告	47

開催日時 2022年6月24日（金曜日）
午前10時（受付開始時刻：午前9時）

開催場所 東京都新宿区戸塚町一丁目104番地19
リーガロイヤルホテル東京
3階「ロイヤルホール」

→末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください

株主の皆様へ

東京都豊島区南池袋一丁目16番15号

株式会社早稲田アカデミー

代表取締役社長 山本 豊

第48回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当社第48回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、当日ご出席されない場合は、以下のいずれかの方法によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、2022年6月23日（木曜日）午後6時まで議決権を行使してくださいませようお願い申し上げます。

【書面による議決権行使の場合】

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2022年6月23日（木曜日）午後6時までにご到着するようにご返送ください。

【インターネットによる議決権行使の場合】

当社指定の議決権行使ウェブサイト（<https://evote.tr.mufg.jp/>）にアクセスしていただき、画面の案内にしたがって、2022年6月23日（木曜日）午後6時まで、議案に対する賛否をご入力ください。

なお、インターネットによる議決権行使に際しましては、4頁の「インターネットによる議決権行使のご案内」をご確認くださいませようお願い申し上げます。

敬 具

記

日 時 2022年6月24日（金曜日）午前10時（受付開始時刻：午前9時）

場 所 東京都新宿区戸塚町一丁目104番地19
リーガロイヤルホテル東京 3階 「ロイヤルホール」（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）

目的事項

報告事項

- 第48期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）事業報告の内容、
連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
- 第48期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）計算書類の内容報告の件

決議事項

第1号議案 剰余金の配当の件

第2号議案 定款一部変更の件

第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件

以 上

1. ご出席の株主様へのお土産のご用意はございませんので、ご了承賜りますようお願い申し上げます。
2. 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
3. 法令及び当社定款第15条の規定に基づき、次の事項につきましてはインターネット上の当社ウェブサイト（アドレス<https://www.waseda-ac.co.jp/corp/ir/data/notification.html>）に掲載しておりますので、本招集ご通知提供書面には記載しておりません。
①連結株主資本等変動計算書 ②連結注記表 ③株主資本等変動計算書 ④個別注記表
したがいまして、本招集ご通知提供書面は、監査等委員会が監査報告を、会計監査人が会計監査報告を作成するに際して監査した連結計算書類及び計算書類の一部であります。
4. 株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス<https://www.waseda-ac.co.jp/corp/ir/data/notification.html>）に掲載させていただきます。

新型コロナウイルス感染防止への対応に関するお知らせ

新型コロナウイルスの感染リスクを鑑み、株主の皆様におかれましては、開催日時点の感染状況やご自身の体調をお確かめの上、ご不安がある場合はご来場をお控えいただきますようお願い申し上げます。当日ご出席の際は新型コロナウイルスの感染防止のため、以下の措置を講じさせていただきますので、ご理解とご協力をお願い申し上げます。

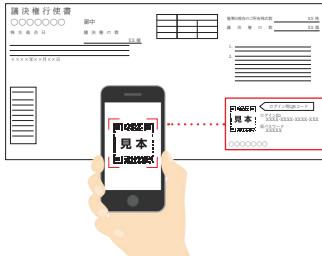
- ①役員及び運営スタッフは、マスクを着用して対応させていただきます。
- ②受付付近及び会場入口付近にアルコール消毒液を設置いたしますので、入退場の際はご利用いただきますようお願い申し上げます。
- ③マスクの着用と受付での検温にご協力をお願いいたします。
- ④発熱がある方、体調不良とお見受けする方、マスク着用・検温・手指のアルコール消毒にご協力いただけない方は、ご入場をお断りさせていただきますので予めご了承ください。
- ⑤感染予防のため、会場の座席は例年よりも間隔を広げた配置とさせていただきます。そのため、ご準備できる座席数には限りがございますので、予めご了承ください。
- ⑥株主総会の議事は、感染予防のため開催時間を短縮する観点から、事業報告及び議案の詳細な説明は省略させていただきますことを予定しております。株主様におかれましては、事前に本招集ご通知記載の事業報告及び株主総会参考書類を十分にご確認いただきますようお願い申し上げます。
- ⑦今後の流行状況により、株主総会の運営に大きな変更が生じる場合は、当社ウェブサイト（アドレス<https://www.waseda-ac.co.jp/corp/ir/>）に掲載いたしますので、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

インターネットによる議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法

議決権行使書用紙に記載のログインID、仮パスワードを入力することなく、議決権行使サイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



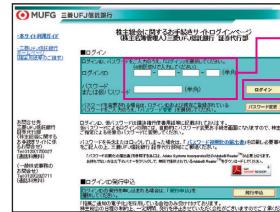
QRコードを用いたログインは1回に限り可能です。

再行使する場合、もしくはQRコードを用いずに議決権を行使する場合は、右の「ログインID・仮パスワードを入力する方法」をご確認ください。

ログインID・仮パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://evote.tr.mufg.jp/>

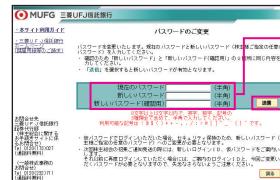
- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。
- 2 議決権行使書用紙に記載された「ログインID・仮パスワード」を入力しクリックしてください。



「ログインID・仮パスワード」を入力

「ログイン」をクリック

- 3 新しいパスワードを登録する。



「新しいパスワード」を入力

「送信」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などが不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 ヘルプデスク
0120-173-027
(通話料無料/受付時間 9:00~21:00)

機関投資家の皆さまへ

株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームの利用を事前に申し込まれた場合には、当該プラットフォームをご利用いただけます。

第1号議案

剰余金の配当の件

剰余金の配当につきましては、次のとおりといたしたいと存じます。

・ 期末配当に関する事項

当社は、株主の皆様に対する利益還元を、経営の重要課題の一つと認識しており、毎年の配当金につきましては、安定的な配当の維持を基本としつつ、収益状況に応じて配当性向も勘案の上、配当額の向上を検討していく方針であります。

当期の期末配当金につきましては、上記の配当方針及び収益・財政状況等を勘案し、1株当たり15円とさせていただきますと存じます。なお、中間配当金として1株当たり7円をお支払いしておりますので、当期の年間配当金は1株当たり22円（前期の年間配当金より2円増配）となります。

(1) 配当財産の種類	金銭
(2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額	当社普通株式1株につき15円 総額285,186,270円
(3) 剰余金の配当が効力を生じる日	2022年6月27日（月曜日）

第2号議案

定款一部変更の件

1. 提案の理由

- (1) 今後の事業展開及び事業内容の多様化に対応するため、現行定款第2条（目的）に目的事項を追加するものであります。
- (2) 「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、また書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定することができるようにするため、変更案第14条（電子提供措置等）を新設するとともに、不要となる現行定款第15条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の削除を行うものであります。なお、これらの新設・削除に伴い、効力発生日等に関する付則を設けるものであります。
- (3) 機動的な資本政策及び配当政策の遂行を可能とするため、会社法第459条第1項の規定に基づき、剰余金の配当等を取締役会決議により行うことが可能となるよう、変更案第39条（剰余金の配当等の決定機関）の新設と現行定款第40条（期末配当の基準日）の変更を行うとともに、変更案第39条（剰余金の配当等の決定機関）の一部と内容が重複する現行定款第7条（自己の株式の取得）及び現行定款第41条（中間配当）の削除を行うものであります。
- (4) 上記変更に伴う条数の変更、字句の修正その他所要の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

（下線部は変更部分を示しております。）

現 行 定 款	変 更 案
第1章 総則	第1章 総則
(目的)	(目的)
第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。	第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。
1.～9. <省略>	1.～9. <現行どおり>

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;"><新設></p> <p>10.~19. <省略></p> <p style="text-align: center;">第2章 株式 (自己の株式の取得)</p> <p>第7条 当社は、<u>会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。</u></p> <p>第8条~第11条 <省略></p> <p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>第12条~第14条 <省略></p> <p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p>第15条 当社は、<u>株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p>	<p>10. <u>インターネットを利用したコンテンツ配信及び各種情報提供サービス</u></p> <p>11.~20. <現行どおり></p> <p style="text-align: center;">第2章 株式</p> <p style="text-align: center;"><削除></p> <p>第7条~第10条 <現行どおり></p> <p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>第11条~第13条 <現行どおり></p> <p style="text-align: center;"><削除></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">＜新設＞</p>	<p style="text-align: center;">(電子提供措置等)</p> <p>第14条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、<u>電子提供措置をとるものとする。</u></p> <p>2 当社は、<u>電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</u></p>
<p>第16条～第38条 　＜省略＞</p>	<p>第15条～第37条 　＜現行どおり＞</p>
<p style="text-align: center;">第7章 計算</p> <p>第39条 　　＜省略＞</p>	<p style="text-align: center;">第7章 計算</p> <p>第38条 　　＜現行どおり＞</p>
<p style="text-align: center;">＜新設＞</p>	<p style="text-align: center;">(剰余金の配当等の決定機関)</p> <p>第39条 当社は、<u>剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項について、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる。</u></p>
<p>(期末配当の基準日)</p> <p>第40条 当社の剰余金の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。</p> <p>2 前項のほか、<u>基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。</u></p>	<p>(剰余金の配当の基準日)</p> <p>第40条 当社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。</p> <p>2 当社の中間配当の基準日は、毎年9月30日とする。</p> <p>3 前2項のほか、<u>基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(中間配当)</p> <p>第41条 当社は、取締役会の決議によって、 毎年9月30日を基準日として、中間配当 を行うことができる。</p> <p>第42条 <省略></p> <p>(付則) (監査役の責任免除に関する経過措置) <省略></p> <p><新設></p>	<p><削除></p> <p>第41条 <現行どおり></p> <p>(付則) (監査役の責任免除に関する経過措置) <現行どおり></p> <p>(電子提供措置等の効力発生日)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 変更前の定款第15条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の削除及び変更後の定款第14条（電子提供措置等）の新設は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日である2022年9月1日（以下「施行日」という。）から効力を生ずるものとする。 2 前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、変更前の定款第15条はなお効力を有する。 3 本付則は、施行日から6か月を経過した日又は前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。

第3号議案

取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）全員（5名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、経営体制の強化のため1名増員し、取締役6名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、当社の監査等委員会は、各候補者に関して、当社の取締役として適任であると判断しております。

また、各候補者は、取締役会の諮問機関である任意の指名・報酬委員会の答申を踏まえ、取締役会にて決定したものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	ふりがな 氏名	現在の当社における地位及び担当	候補者属性
1	やまもと ゆたか 山本 豊	代表取締役社長	再任
2	いとう まこと 伊藤 誠	取締役専務執行役員 経営推進本部長兼国際部長 教務本部管掌	再任
3	こうの ようこ 河野 陽子	取締役常務執行役員 管理本部長	再任
4	あいざわ よしひろ 相澤 好寛	取締役執行役員 教育事業本部長兼第六事業部長	再任
5	ちば たかひろ 千葉 崇博	執行役員 運営本部長	新任
6	かわまた まさはる 川又 政治	社外取締役	再任 社外 独立

再任 再任取締役候補者

新任 新任取締役候補者

社外 社外取締役候補者

独立 東京証券取引所の定めに基づく独立役員

候補者番号

1

やまもと ゆたか

山本 豊

(1963年6月30日生)

再任

当社における地位及び担当	所有する当社の株式の数	取締役会への出席状況	在任年数
代表取締役社長	52,900株	18/18 (100%)	19年

略 歴 (地位、担当及び重要な兼職の状況)

- 1987年 3月 当社入社
- 1991年 3月 早稲田校校長就任
- 1995年10月 中央ブロック長就任
- 1997年 4月 運営部長就任
- 2003年 6月 取締役運営部長就任
- 2008年 6月 取締役運営本部副本部長
兼運営部長就任
- 2016年 6月 常務取締役運営本部長就任
- 2019年 6月 専務取締役運営本部長
兼営業戦略部長就任
- 2020年 3月 代表取締役社長就任 (現任)

取締役候補者とした理由

運営部門担当取締役として、商品開発、広告宣伝、マーケティング等、事業運営全般において優れた企画力と実行力を発揮し当社の事業拡大を牽引してきた経験と、社内システムの開発リーダーとしてICTの利活用を推進してきた知見を活かし、代表取締役社長として、当社グループの経営戦略を立案・推進し、業績向上を実現してまいりました。今後も、これらの豊富な経験と知見を活かし、当社グループの中長期的な発展と企業価値向上に寄与できるものと判断し、取締役候補者となりました。

候補者番号

2

いとう まこと

伊藤 誠

(1971年5月1日生)

再任

当社における地位及び担当	所有する当社の株式の数	取締役会への出席状況	在任年数
取締役専務執行役員 経営推進本部長 兼国際部長 教務本部管掌	4,800株	18/18 (100%)	6年

略 歴 (地位、担当及び重要な兼職の状況)

- 1994年 3月 当社入社
- 1997年 3月 中野富士見町校校長就任
- 2001年 4月 本部ブロック長就任
- 2014年 4月 大学受験部長就任
- 2016年 6月 株式会社野田学園
代表取締役社長就任 (現任)
- 2016年 6月 取締役大学受験部長就任
- 2017年 4月 取締役教務本部長兼高校受験部長就任
教育事業本部管掌
- 2019年 5月 WASEDA ACADEMY UK CO.,LTD
代表取締役社長就任 (現任)
- 2019年 6月 常務取締役経営推進本部長
兼人材開発部長就任
教育事業本部管掌、教務本部管掌
- 2019年 7月 WASEDA ACADEMY USA CO.,LTD.
代表取締役社長就任 (現任)
- 2020年 3月 専務取締役経営推進本部長就任
教育事業本部管掌、教務本部管掌
- 2020年 6月 取締役専務執行役員経営推進本部長就任
教務本部管掌
- 2022年 3月 取締役専務執行役員
経営推進本部長兼国際部長 (現任)
教務本部管掌 (現任)

取締役候補者とした理由

小中学部校舎のブロック責任者及び大学受験部門の統括責任者として当社の業容拡大に貢献してきた後、教務本部、経営推進本部、教育事業本部の管掌取締役として、的確な判断力とリーダーシップで事業を推進してまいりました。また、子会社である株式会社野田学園の代表取締役として、経営環境の変化に対応した機動的なマネジメントにより業績向上を実現してまいりました。今後も、これらの幅広い経験と知見を活かし、当社グループの経営戦略を推進し、更なる成長発展に寄与できるものと判断し、取締役候補者となりました。

候補者番号

3

このようこ
河野陽子

(1957年4月14日生)

再任

当社における地位及び担当	所有する当社の株式の数	取締役会への出席状況	在任年数
取締役常務執行役員 管理本部長	51,600株	18/18 (100%)	17年

略 歴 (地位、担当及び重要な兼職の状況)

- 1982年 3月 当社入社
- 1985年 9月 中村橋校長就任
- 1987年 9月 総務部長就任
- 2000年 4月 管理本部副本部長兼総務部長就任
- 2005年 6月 取締役副本部長兼総務部長就任
- 2013年 6月 常務取締役管理本部長
兼総務部長就任
- 2016年 6月 専務取締役管理本部長
兼総務部長就任
- 2019年 6月 取締役
IR・情報開示担当就任
- 2020年 3月 常務取締役
管理部門担当就任
- 2020年 6月 取締役常務執行役員
管理本部長就任 (現任)

取締役候補者とした理由

管理部門の統括責任者として、企業体としての当社の成長発展に貢献するとともに、当社グループの経営体制構築、コーポレート・ガバナンス及びコンプライアンス体制の強化を着実に推進してまいりました。総務・人事労務・IRを中心とした豊富な実務経験と幅広い見識を有しており、今後もこれらの経験と専門的な知見を活かして、当社グループの経営基盤とガバナンス体制を更に強化し、中長期的な企業価値向上に寄与できるものと判断し、取締役候補者としていたしました。

候補者番号

4

あいざわ よしひろ
相澤好寛

(1968年7月26日生)

再任

当社における地位及び担当	所有する当社の株式の数	取締役会への出席状況	在任年数
取締役執行役員 教育事業本部長兼第六事業部長	17,600株	18/18 (100%)	2年

略 歴 (地位、担当及び重要な兼職の状況)

- 1995年 3月 当社入社
- 1997年 3月 上福岡校長就任
- 2005年 3月 埼玉ブロック副ブロック長就任
- 2010年 3月 城西ブロック長就任
- 2017年 4月 教育事業本部副本部長兼第二事業部長就任
- 2020年 3月 教育事業第二本部長兼第六事業部長就任
- 2020年 6月 取締役執行役員
教育事業第二本部長兼第六事業部長就任
教育事業第一本部管掌
- 2022年 3月 取締役執行役員
教育事業本部長兼第六事業部長就任
(現任)

取締役候補者とした理由

学習塾事業の収益を支える教育事業本部を管掌し、統率力・営業力を発揮して業績向上に貢献するとともに、難関中学受験指導のリーダーとしても卓越した指導力と実行力で実績伸長を実現し、当社グループのブランド力向上を推進してまいりました。今後も、これらの豊富な経験と知見を活かし、中長期的経営戦略を推進し、当社グループの更なる成長発展に寄与できるものと判断し、取締役候補者としていたしました。

候補者番号

5

ちば たか ひろ
千葉 崇博

(1980年8月15日生)

新任

当社における地位及び担当	所有する当社の株式の数	取締役会への出席状況	在任年数
執行役員 運営本部長	－株	－	－

略 歴 (地位、担当及び重要な兼職の状況)

- 2005年 4月 当社入社
- 2006年 2月 小学課長就任
- 2014年 3月 特化ブロック長就任
- 2017年 3月 教務部長就任
- 2017年 4月 教務本部副本部長兼中学受験部長就任
- 2019年 3月 教務本部長兼中学受験部長就任
- 2020年 3月 運営本部長兼営業戦略部長就任
- 2020年 6月 執行役員運営本部長兼営業戦略部長就任
- 2021年 6月 株式会社集学舎代表取締役社長就任 (現任)
- 2022年 3月 執行役員運営本部長就任 (現任)

取締役候補者とした理由

教務本部においては当社ブランド力の源泉となる合格実績伸長を牽引し、運営本部の統括責任者に就任後は、DX戦略を推進し、優れた企画力と実行力により業容拡大を実現してまいりました。また、子会社である株式会社集学舎の代表取締役として組織改革に取り組み、中長期的な発展に向けた経営基盤を構築してまいりました。これらの経験と知見を活かし、DXを中心とした業務改革とサービス品質向上を推進し、当社グループの成長発展に寄与できるものと判断し、取締役候補者となりました。

候補者番号

6

かわまた まさはる
川又 政治

(1949年7月2日生)

再任

社外

独立

当社における地位及び担当	所有する当社の株式の数	取締役会への出席状況	在任年数
社外取締役	4,000株	18/18 (100%)	8年

略 歴 (地位、担当及び重要な兼職の状況)

- 1972年 4月 株式会社東洋情報システム (現TIS株式会社) 入社
- 1991年 2月 TOYO INFORMATION SYSTEMS(NY)CO.,LTD. 取締役社長就任
- 1996年11月 OBERON SOFTWARE,INC. 取締役社長/CEO就任
- 2001年 1月 TIS R&D CENTER, INC. 取締役社長就任
- 2003年 6月 株式会社エス・イー・ラボ 常務取締役経営管理本部長就任
- 2007年 8月 TIS株式会社 北京代表処首席代表就任
- 2010年 6月 TIS株式会社常勤監査役就任
- 2014年 6月 当社社外取締役就任 (現任)

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

長年にわたり企業経営に関与し、その豊富な経験と高い見識に基づき、当社経営を監督し、経営全般に対する有用な意見・提言を闊達に述べる等、社外取締役に求められる役割・責務を果たしてまいりました。また、任意の指名・報酬委員会の委員として、適宜的確な意見をいただいております。今後も引き続き、独立的立場から、取締役の職務執行を監督し、経営全般への助言等をいただくことを期待し、社外取締役候補者となりました。また、同氏が選任された場合は、指名・報酬委員会委員も継続いただき、経営陣幹部の選任や役員報酬等の決定について、客観的かつ中立的立場で関与いただく予定です。

- (注) 1. 取締役候補者伊藤誠氏は、当社の100%出資子会社である株式会社野田学園及びWASEDA ACADEMY UK CO.,LTD並びにWASEDA ACADEMY USA CO.,LTD.の代表取締役社長を兼務しております。株式会社野田学園と当社は、校舎建物に関する賃貸借契約並びに管理業務及び予備校運営の支援業務に関する業務委託契約を締結しております。WASEDA ACADEMY UK CO.,LTD及びWASEDA ACADEMY USA CO.,LTD.と当社は、教材・模試の販売に関する取引があるほか、管理業務の指導支援に関する業務委託契約等を締結しております。
2. 取締役候補者千葉崇博氏は、当社の100%出資子会社である株式会社集学舎の代表取締役社長を兼務しております。株式会社集学舎と当社は、管理業務の指導支援に関する業務委託契約及び金銭消費貸借契約を締結しております。
3. その他の各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
4. 川又政治氏は、社外取締役候補者であります。
5. 川又政治氏は、現在、当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって8年となります。
6. 当社は、川又政治氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める限度額となっており、川又政治氏の再任が承認された場合は、同氏との当該契約を継続する予定であります。
7. 役員等賠償責任保険契約の概要
当社は、保険会社との間で、当社及び当社子会社における取締役及び監査役を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、2022年10月に更新する予定です。
本議案において各氏の選任が承認可決された場合には、各氏は引き続き被保険者となります。
- ① 填補の対象となる保険事故の概要
役員等が、その職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生じることのある損害を当該保険契約により保険会社が填補するものであり、1年毎に契約更新しております。
- ② 保険料
保険料は全額会社負担としております。
- ③ 役員等の職務の執行の適正性が損なわれないようするための措置
当該保険契約では、填補する額について限度額を設けることにより、当該役員の職務の執行の適正性が損なわれないようにしております。
8. 当社は、川又政治氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。同氏の再任が承認された場合は、当社は引き続き同氏を独立役員とする予定であります。

〔ご参考〕

本定時株主総会終結後の各取締役（予定）に期待するスキル

氏名	地位	企業経営	業界知識	人事・ 労務・ 人材育成	財務・ 会計	マーケティ ング・営業	DX・IT	法務・ コンプライ アンス
山本 豊	代表取締役社長	○	○			○	○	
伊藤 誠	取締役専務執行役員	○	○	○				○
河野 陽子	取締役常務執行役員	○	○	○	○			○
相澤 好寛	取締役執行役員	○	○			○		
千葉 崇博	取締役執行役員	○	○			○	○	
川又 政治	社外取締役	○			○		○	○
遠藤 忠雄	取締役（監査等委員・常勤）				○			○
原口 昌之	社外取締役（監査等委員）				○			○
布施木 孝叔	社外取締役（監査等委員）				○			○

以 上

1. 企業集団の現況

(1) 事業の経過及び成果

当連結会計年度における我が国経済は、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、ワクチン接種の普及に伴い緊急事態宣言等が解除され、経済社会活動には正常化に向けた動きが見られました。しかしながら、新たな変異株による感染再拡大に加え、ウクライナ情勢の緊迫化による経済活動の停滞が懸念され、先行き不透明な状況で推移いたしました。

学習塾業界におきましては、教育制度改革への対応に加え、コロナ禍を契機としたオンライン教育へのニーズの高まりや、GIGAスクール構想で進められている教育環境のデジタル化といった大きな変化の中で、価値観の多様化や社会環境の変化に応じた教育サービスの提供が求められております。

このような状況下、当社グループにおきましては、コロナ禍においても、子どもたちに安全・安心な“学びの場”と、成績向上につながる“質の高い学習指導”を継続的に提供することに全力で取り組んでまいりました。

当社におきましては、顧客の皆様のご要望に応え、“対面授業”と“双方向Web授業”とを選択受講できるデュアル形式の授業「早稲アカDUAL」を継続するとともに、2021年4月には小学6年生・中学3年生を対象とした「オンライン校」を開校するなど、コロナ禍で通塾が不安な方や、首都圏外にお住まいの皆様にも、対面授業と同品質の難関志望校別対策授業を受講いただける体制を構築いたしました。また、生徒・保護者向けポータルサイト「早稲アカデミーOnline」のアプリ化や答案提出アプリ「早稲アカデミーEAST」の機能拡充などICTを活用した学習環境の向上と家庭学習支援ツールの充実に取り組んでまいりました。

教務面につきましては、中学受験コースにおいて、小学1・2年生向けの教材・テストの改善、小学3年生の理科・社会の授業で使用する映像のメンテナンスを行い、受講生が実体験に近い印象を持つことにより理解度を高めるための工夫を進めるなど、低学年戦略の拡充や教材・カリキュラムのメンテナンスに努めました。高校受験コースでは、海外と国内とをオンラインで結び、「聞く・話す」の技能を高める“オンライン英語”を10,000名近い生徒に受講いただいております、英語技能の向上に着実な成果が出ているとの手応えを感じております。

更に、難関校合格に向けた指導体制の強化に取り組み、今春の入試においても堅調に合格実績を伸ばさせることができました。

又、中期経営計画（2021年3月期～2024年3月期）で定める重点施策の一つである「個別指導部門の拡充展開」の一環として、2010年より株式会社明光ネットワークジャパンと共同開発・相互展開を行ってきた「早稲アカデミー個別進学館事業（以下「個別進学館事業」という。）」を当社グループ単独で運営していくこととし、株式会社明光ネットワークジャングループが営む「個別進学館事業」を承継するために、同社が簡易新設分割により設立した「株式会社個別進学館」を2021年11月30日付で当社の完全子会社とした後、2022年3月1日付で当社に吸収合併いたしました。今後は、高学力層向け個別指導におけるNo.1ブランドの確立に向け、グループ内における集団指導と個別指導のシナジー効果をこれまで以上に強化させるとともに、フランチャイズシステムの活用により事業展開を一層加速させることで、中長期目標として掲げる“首都圏での個別指導ブランド 100校体制”の早期実現を目指してまいります。

子会社各社におきましては、株式会社野田学園がコロナ禍の影響により高卒部門を中心に集客に苦戦し

たものの、他の子会社各社の業績は、海外子会社を含め、いずれも増収増益と順調に推移いたしました。

校舎展開につきましては、当社において、2021年7月に品川校・豊洲校・早稲田アカデミー個別進学館豊洲校、2022年2月に早稲田アカデミー個別進学館戸越校、3月に流山おおたかの森校、又、子会社である株式会社集学舎において2022年3月に鎌取校を新規開校するとともに、2021年11月に個別進学館12校を株式会社明光ネットワークジャパングループより譲り受けた結果、当連結会計年度末の当社グループ直営校は180校となりました。

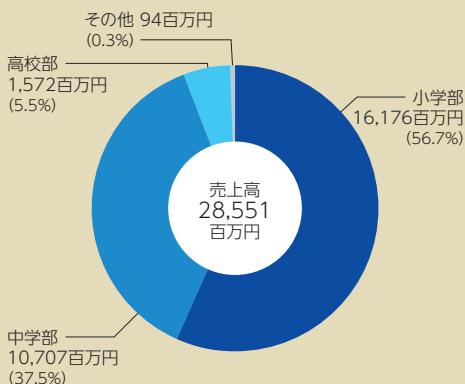
当連結会計年度における期中平均（4月～3月平均）塾生数は、小学部24,937人（前期比15.5%増）、中学部16,268人（同9.9%増）、高校部2,423人（同6.2%減）、合計で43,628人（前期比12.0%増）となりました。各学部とも、小学1～3年、中学1年、高校1年といった低学年層が大きく伸びており、中長期的な収益拡大と合格実績伸長に繋がる良好な学年構成となっております。

以上の結果、当連結会計年度の業績は、好調な塾生数動向を反映し、売上高28,551百万円（前期比12.2%増）、営業利益1,821百万円（前期比71.2%増）、経常利益1,841百万円（前期比70.9%増）、親会社株主に帰属する当期純利益1,108百万円（前期比109.4%増）と過去最高益を上回り大幅な増益となりました。

費用面では、業容拡大及び学習環境改善や顧客サービス向上のための設備・システム投資に伴い、人件費・校舎の地代家賃・原材料費・減価償却費等が増加している一方、継続的に取り組んできた費用統制が奏功し、売上高経常利益率につきましては6.4%と前期より2.2ポイント改善いたしました。

当社グループの事業は、単一セグメントのためセグメント別の記載は省略しております。

■ 売上高構成（連結）



(注) () 内は構成比を表しております。

■ 学部別売上高と塾生数の状況（連結）

品目	当連結会計年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)		
	塾生数 (人)	金額 (百万円)	前期比増減額 (百万円)
小学部	24,937	16,176	2,176
中学部	16,268	10,707	1,130
高校部	2,423	1,572	△75
その他	—	94	△134
合計	43,628	28,551	3,097

(注) 塾生数は、期中平均の在籍人数を記載しております。

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度に実施いたしました設備投資の総額は914百万円（賃貸借契約に基づく敷金及び保証金の差入を含む。）であり、その主なものは、以下のとおりであります。

イ. 当連結会計年度中の新規出校校舎等

当社：品川校、豊洲校、流山おおたかの森校、早稲田アカデミー個別進学館豊洲校、早稲田アカデミー個別進学館戸越校、English ENGINE新百合ヶ丘
株式会社集学舎：鎌取校

ロ. 当連結会計年度中に実施した設備の取得又は改修等

当社：校舎物件の内部造作の設置及び什器備品の購入等

ハ. 当連結会計年度中に閉鎖した設備

当社：English ENGINE南大沢

(3) 資金調達の状況

当連結会計年度は、社債の発行及び長期借入れによる資金調達は行っておりません。

なお、当社グループは、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行3行と当座貸越契約を締結しております。この契約に基づく当連結会計年度末の借入未実行残高は、3,100百万円であります。

また、グループ内ファイナンスにより効率的な資金活用を行っております。

(4) 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

当社は2021年11月30日を効力発生日として、株式会社個別進学館の全株式を取得し、同社を当社の完全子会社といたしました。

(5) 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

当社と当社の完全子会社である株式会社個別進学館は、2022年3月1日を効力発生日として、当社を存続会社とする吸収合併を行いました。

(6) 重要な子会社の状況等

①重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
株式会社野田学園	40百万円	100.0%	中学生、高校生及び高卒生対象の大学受験予備校
株式会社水戸アカデミー	10百万円	100.0%	小学生及び中学生対象の進学塾
株式会社集学舎	10百万円	100.0%	小学生、中学生及び高校生対象の進学塾
WASEDA ACADEMY UK CO.,LTD	800千ポンド	100.0%	ロンドン在住の日本人子女（小学生、中学生）対象の進学塾
WASEDA ACADEMY USA CO.,LTD.	100千米ドル	100.0%	ニューヨーク在住の日本人子女（小学生、中学生）対象の進学塾

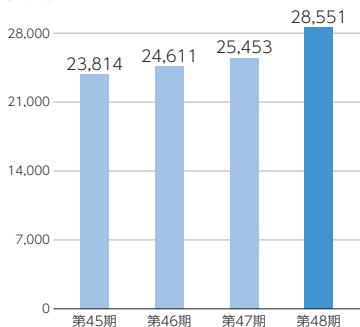
(注) 当事業年度末日において特定完全子会社はありません。

(7) 財産及び損益の状況

区 分		第 45 期	第 46 期	第 47 期	第 48 期
		(2018年4月1日から 2019年3月31日まで)	(2019年4月1日から 2020年3月31日まで)	(2020年4月1日から 2021年3月31日まで)	(2021年4月1日から 2022年3月31日まで)
売上高	(百万円)	23,814	24,611	25,453	28,551
経常利益	(百万円)	1,538	1,162	1,077	1,841
親会社株主に帰属する当期純利益	(百万円)	925	772	529	1,108
1株当たり当期純利益	(円)	58.43	48.76	33.13	58.76
純資産	(百万円)	7,625	8,242	11,004	11,431
総資産	(百万円)	15,063	15,324	18,586	19,663
1株当たり純資産	(円)	481.33	520.29	583.59	606.22

(注) 1. 1株当たり当期純利益は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数により、又、1株当たり純資産は、自己株式を控除した期末発行済株式総数により算出しております。なお、第45期及び第46期の自己株式については役員報酬BIP信託が保有する自己株式を、第47期及び第48期の自己株式については、役員報酬BIP信託及び従業員対象株式付与ESOP信託が保有する自己株式を含め算出しております。
2. 当社は2019年4月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。本頁記載の1株当たり指標につきましては、当該株式分割が第45期の期首時点で行われていたと仮定し、算出しております。

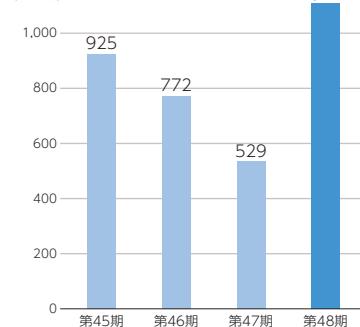
■ 売上高
(百万円)



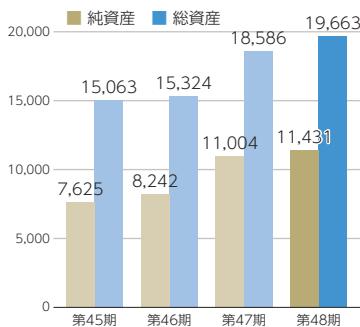
■ 経常利益／経常利益率
(百万円) (%)



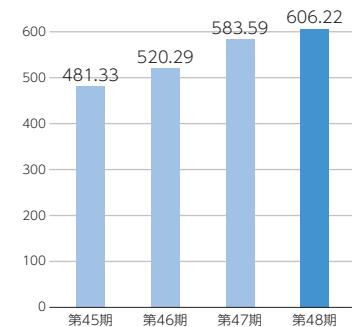
■ 親会社株主に帰属する当期純利益
(百万円)



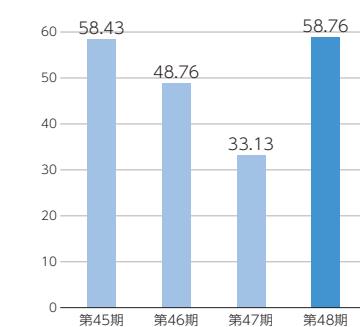
■ 純資産・総資産
(百万円)



■ 1株当たり純資産
(円)



■ 1株当たり当期純利益
(円)



(8) 対処すべき課題

新型コロナウイルス感染症は、国内外において社会生活・経済活動に大きな影響を及ぼすとともに、人々の行動様式や価値観にも様々な変化をもたらしております。学習塾業界におきましては、進行する教育制度改革への対応に加え、コロナ禍を契機にオンライン型教育が普及し、AIやデジタル技術を活用した教育サービスや学習支援ツール等への需要が急速に高まっており、その対応が急がれております。

このような環境下、当社は今後も、「本気でやる子を育てる」という教育理念を徹底実践し、進学塾としての本来価値である成績向上と志望校合格の実現と、前向きな人生を歩む素地・豊かな人生を送る礎となる姿勢と能力を身につけさせるという独自の付加価値（当社では「ワセ価値」といいます。）の提供を両輪に、コア事業の更なる強化を推進するとともに、中期経営計画（2021年3月期～2024年3月期）に基づき、新たな教育サービスの創出やグループ間シナジーの強化に努め、一層の業容拡大と企業価値向上を図ってまいります。

事業上の対処すべき課題としては、以下の事項を優先課題として取り組んでまいります。

- 1、高品質な教育サービスを支える人材の、採用と育成に注力してまいります。
- 2、教務システムの改善、低学年戦略の拡充、小中学部と大学受験部との連携強化、入試制度改革への対応等に注力し、業容拡大を推進してまいります。
- 3、DXを推進し、新規サービスの提供やサービス品質向上による顧客満足度向上を図るとともに、業務効率改善を実行してまいります。
- 4、個別指導事業の拡大、英語教育・オンライン校の拡充、海外事業の推進等により、新たな収益基盤を構築してまいります。
- 5、ESGを持続的な企業価値向上のための基盤と認識し、ガバナンス体制強化等の諸施策に取り組むとともに、内部統制とリスク管理の強化に注力し、永続的な成長を実現できる組織体制を構築してまいります。

当社グループを取り巻く経営環境は、依然として厳しい状況ではありますが、今後も、企業価値を向上させるべく、役職員一同、社業の発展に努めてまいります所存です。

株主の皆様におかれましては、引き続き、一層のご支援を賜りますよう、お願い申し上げます。

(9) 主要な事業内容 (2022年3月31日現在)

当社グループは、当社と、当社の100%出資子会社である株式会社野田学園、株式会社水戸アカデミー、株式会社集学舎、WASEDA ACADEMY UK CO.,LTD及びWASEDA ACADEMY USA CO.,LTD.の6社で構成されており、教育関連事業を主たる事業としております。

当社グループの事業内容及び当社と関係会社の当該事業に係る位置付けは、次のとおりであります。

当社が、主に小学1年生から高校3年生までを対象とした進学学習指導を行うほか、年長生以上を対象とした英語教育、自社で開発した教育コンテンツの外部販売等を行っております。進学学習指導業務につきましては、首都圏で校舎展開を行っており、集団指導校舎においては全て直営方式で、また「早稲田アカデミー個別進学館」ブランドにおいては、直営方式及びフランチャイズ方式にて運営しております。

株式会社野田学園は、「野田クルゼ」の名称で、中学生、高校生及び高卒生を対象とした医歯薬系専門の大学受験予備校を運営しております。

株式会社水戸アカデミーは、「水戸アカデミー」の名称で、茨城県内で小・中学生を対象とした進学学習指導を行っております。

株式会社集学舎は、「QUARD (クオード)」の名称で、千葉県内で小・中・高校生を対象とした進学学習指導を行っております。

WASEDA ACADEMY UK CO.,LTDは、イギリス・ロンドンにおいて日本人子女(小・中学生)を対象とした進学学習指導を行っております。

WASEDA ACADEMY USA CO.,LTD.は、アメリカ・ニューヨーク州において日本人子女(小・中学生)を対象とした進学学習指導を行っております。

(10) 主要な事業所 (2022年3月31日現在)

① 当社

イ. 本社 東京都豊島区南池袋一丁目16番15号

ロ. 校舎

ブランド	校舎数	都道府県別内訳
早稲田アカデミー (小・中学生対象/集団指導校舎)	116	東京都62校 埼玉県20校 神奈川県19校 千葉県14校 茨城県1校
E x i V (エクシブ) (小・中学生対象/難関中高受験専門塾 集団指導校舎)	5	東京都4校 神奈川県1校
S P I C A (スピカ) (小学生対象/最難関中学受験専門塾)	1	東京都1校
早稲田アカデミー大学受験部 (中・高校生対象/大学受験専門塾 集団指導校舎)	6	東京都5校 神奈川県1校
早稲田アカデミー個別進学館 (小・中・高校生・高卒生対象/難関校受験対応個別指導校舎)	42	東京都24校 埼玉県8校 神奈川県6校 千葉県4校

② 子会社

株式会社野田学園

本社・本校・現役校 東京都千代田区神田駿河台二丁目8番

株式会社水戸アカデミー

本社 東京都豊島区南池袋一丁目16番15号

水戸本部校

株式会社集学舎

本社 東京都豊島区南池袋一丁目16番15号

姉崎校・木更津校・おゆみ野校・ちはら台校・鎌取校

WASEDA ACADEMY UK CO.,LTD

本社・ロンドン校 Unit 4 Acton Hill Mews,310-328 Uxbridge Road,Acton,London,United Kingdom,W3 9QN

WASEDA ACADEMY USA CO.,LTD.

本社・ニューヨーク校 1600 Harrison Avenue,Suite103,Mamaroneck,New York 10543 U.S.A.

(11) 使用人の状況 (2022年3月31日現在)**①企業集団の使用人の状況**

使用人数	前連結会計年度末比増減
1,053 (5,644) 名	+73 (+372) 名

- (注) 1. 使用人数は就業員数(当社グループへの出向者を含む)であり、臨時雇用者(時間講師、パート事務、契約社員及び派遣社員)数は、()内に年間の平均人員を外数で記載しております。
2. 上記に記載の人員のほか、業務委託契約により授業を担当している講師が、当社におきまして45名(当連結会計年度の平均)、連結子会社である株式会社野田学園におきまして20名(当連結会計年度の平均)おります。

②当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
990人 (5,487) 名	+61 (+369) 名	37.8歳	8.8年

- (注) 1. 使用人数は就業員数(当社からの出向者を除き、当社への出向者を含む)であり、臨時雇用者(時間講師、パート事務、契約社員及び派遣社員)数は、()内に年間の平均人員を外数で記載しております。
2. 上記に記載の人員のほか、業務委託契約により授業を担当している講師が45名(当事業年度の平均)おります。
3. 平均年齢及び平均勤続年数は、出向者を除いて算出しております。

(12) 主要な借入先の状況 (2022年3月31日現在)

該当事項はありません。

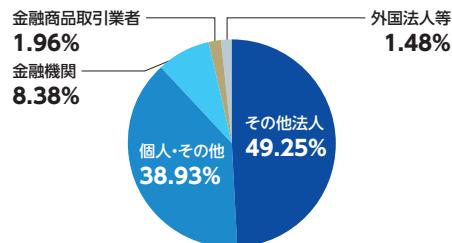
(13) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の株式の状況 (2022年3月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 60,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 19,012,452株
- (3) 株主数 31,267名
- (4) 大株主 (上位10名)

所有者別株式数比率



※「個人・その他」には自己株式34株が含まれております。

株主名	持株数	持株比率
株式会社ナガセ	3,516,500株	18.49%
英進館株式会社	1,830,000株	9.62%
河端 真一	1,500,000株	7.88%
福山産業株式会社	1,164,000株	6.12%
株式会社明光ネットワークジャパン	951,400株	5.00%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	865,500株	4.55%
早稲田アカデミー従業員持株会	607,100株	3.19%
株式会社学研ホールディングス	526,400株	2.76%
中国開発株式会社	472,000株	2.48%
教育開発出版株式会社	330,000株	1.73%

(注) 持株比率は自己株式を控除して計算しております。なお、自己株式には役員報酬BIP信託及び従業員対象株式付与ESOP信託が保有する当社株式 (155,300株) は含んでおりません。

(5) 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況

該当事項はありません。

(6) その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権等の状況

該当事項はありません。

4. 会社役員の状況

(1) 取締役の状況（2022年3月31日現在）

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	山本 豊	
取締役 専務執行役員	伊藤 誠	経営推進本部長兼国際部長 教務本部管掌 株式会社野田学園代表取締役社長 WASEDA ACADEMY UK CO.,LTD代表取締役社長 WASEDA ACADEMY USA CO.,LTD.代表取締役社長
取締役 常務執行役員	河野 陽子	管理本部長
取締役 執行役員	相澤 好寛	教育事業本部長兼第六事業部長
取締役	川又 政治	
取締役（監査等委員・常勤）	遠藤 忠雄	
取締役（監査等委員）	原口 昌之	英和法律事務所（旧 原口総合法律事務所）代表 MRT株式会社社外監査役 株式会社ピースリー社外取締役（監査等委員）
取締役（監査等委員）	布施木 孝叔	綜研化学株式会社社外取締役 株式会社アルファシステムズ社外監査役

- (注) 1. 取締役 川又政治氏並びに取締役（監査等委員）原口昌之氏及び布施木孝叔氏は社外取締役であります。
2. 取締役（監査等委員）遠藤忠雄氏は、長年、他社や当社において財務・経理部門の責任者として経理実務に携わってきており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
取締役（監査等委員）原口昌之氏は弁護士並びに公認会計士の資格を有しており、企業法務、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
取締役（監査等委員）布施木孝叔氏は、公認会計士として財務及び会計に関する相当程度の知見を有するとともに、企業監査の豊富な経験を有するものであります。
3. 情報収集の充実を図り、内部監査部門等との十分な連携を通じて、監査の実効性を高め、監査・監督機能を強化するために遠藤忠雄氏を常勤の監査等委員として選定しております。
4. 当社は社外取締役の全員を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

5. 当事業年度中の取締役の地位・担当及び重要な兼職の異動は次のとおりであります。

氏名	異動前	異動後	異動年月日
伊藤 誠	取締役 専務執行役員 経営推進本部長 教務本部管掌	取締役 専務執行役員 経営推進本部長兼国際部長 教務本部管掌	2022年3月1日
相澤 好寛	取締役 執行役員 教育事業第二本部長兼第六事業部長 教育事業第一本部管掌	取締役 執行役員 教育事業本部長兼第六事業部長	2022年3月1日

6. 当社は執行役員制度を導入しております。取締役兼務者を除く2022年3月31日現在の執行役員は次のとおりであります。

地位	氏名	担当
執行役員	千葉 崇博	運営本部長
執行役員	入吉 弘幸	—

(2) 事業年度中に退任した取締役

該当事項はありません。

(3) 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役川又政治氏及び各監査等委員は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める限度額となっております。

(4) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は当社及び当社子会社における取締役及び監査役であり、被保険者は保険料を負担していません。当該保険契約により役員等がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生じることのある損害を保険会社が填補するものであり、1年毎に契約更新しております。ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、填補する額について限度額を設けることとしております。

(5) 取締役の報酬等

①役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2020年6月24日開催の取締役会において、取締役（監査等委員である取締役を除く。以下同じ。）の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を決議しております（2021年1月29日開催の取締役会にて一部改定）。当該取締役会の決議に際しては、あらかじめ決議内容について任意の報酬委員会（現 指名・報酬委員会）へ諮問し、答申を受けております。また、取締役の個人別の報酬等の内容については、任意の指名・報酬委員会からの答申を踏まえ、取締役会にて決定しており、特定の取締役やその他の第三者には委任しておりません。

尚、当事業年度に係る取締役の個人別報酬等について、取締役会は、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が取締役会で決議された方針と整合していることや、任意の指名・報酬委員会からの答申が尊重されていることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針の内容は次のとおりです。

イ. 報酬に関する基本方針

（報酬制度について）

役員報酬につきましては、コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方のもと、次のような基本方針で制度構築・運用することとしております。

- ・当社グループの中長期的な業績向上への貢献意欲を高め、当社の企業価値並びに当社グループ総体の価値の持続的な向上につながる報酬制度とする。
- ・当社の企業理念を実現し、当社グループの発展を担える優秀な人材の確保に資する報酬制度とする。
- ・ステークホルダーに対して説明責任を果たせる「透明性」「客観性」の高い報酬制度とする。

（報酬水準について）

- ・優秀な人材を確保するための競争力があり、次世代の経営層となる従業員の成長意欲にもつながる水準を目指す。
- ・報酬水準の妥当性については、外部機関の調査データ等により、同業種・同規模の企業の水準等を参照し定期的に検証を行う。
- ・業績や事業規模に応じた報酬水準であると同時に、執行役員・従業員の給与と照らし、役員としての職責に見合う水準とする。

（報酬体系について）

- ・取締役の報酬は、役位に応じた「基本報酬」と業績によって給付額が変動する「業績連動報酬等」とし、業績連動報酬は ①年度賞与と②株式報酬 とする。
- ・社外取締役の報酬は、独立した立場で経営を監視・監督するという職責上、「基本報酬」のみとする。

ロ. 基本報酬に関する方針

- ・ 役位に応じ、取締役会で決定された個別報酬額を毎月金銭で支給する。
- ・ 個別報酬額は、役位・職責に応じて同業他社や同規模企業の水準、会社業績や当社の執行役員を含む従業員の給与等を総合的に勘案して決定する。

ハ. 業績連動報酬等に関する事項

- ・ 各事業年度の予算策定時に決定する連結経常利益目標の達成度合いに応じて定められた支給割合（基本報酬に対する割合）に基づき支給する。
- ・ 支給時期は、各事業年度終了後の6月賞与時とする。
- ・ 特殊事情等により予算策定時に決定する連結経常利益目標の水準が著しく低い場合等は、指名・報酬委員会の諮問を経た上で取締役会の審議により、支給の適否及び支給基準を決定する。

二. 非金銭報酬等の内容

- ・ 2017年6月28日開催の第43回定時株主総会の決議を経て導入した業績連動型株式報酬として、中期経営計画に掲げる各事業年度の連結売上高と連結経常利益の目標値に対する達成度合いに応じて当社株式を支給する。
- ・ 制度運用については「役員報酬B I P 信託」を採用し、各事業年度において、連結売上高目標値の98%以上かつ連結経常利益目標値の90%以上を達成した場合に各取締役役にポイントが付与され、3年間の中期経営計画期間の終了後に付与されたポイントに応じた株式等を支給する。
- ・ 付与されるポイント：役位別基準ポイント×業績連動係数
- ・ 付与される株式数：1ポイント＝1株で換算した当社株式

ホ. 報酬等の割合に関する方針

- ・ 業績目標の達成度合いが100%の場合の基本報酬と業績連動報酬の支給割合は、以下を基本とする。
 固定報酬80：短期業績連動報酬（賞与）10：中長期業績連動報酬（株式報酬）10
- ・ 上記支給割合は、今後、経営環境や業績及び事業規模に対する報酬水準を勘案し適宜見直しを検討する。

ヘ. 業績連動指数を採用する理由及び当事業年度の業績連動報酬に係る指標及び実績

業績連動指標として連結売上高、連結経常利益を採用している理由は、経営成績の最も基本となる指標であるとともに、当社が経営効率向上の指標として重視する売上高経常利益率を構成する指標として執行役員を含む従業員との目標共有化のためのわかりやすい指標であることから採用しております。

当事業年度における業績連動報酬に係る目標は、連結経常利益1,219百万円であり、実績は1,841百万円となりました。

また、非金銭報酬（株式報酬）のポイント付与の条件となる目標値は、連結売上高27,633百万円、連結経常利益1,219百万円であり、実績は連結売上高28,551百万円、連結経常利益1,841百万円となりました。

ト. 監査等委員である取締役の報酬

監査等委員である取締役につきましては、業務執行から独立した立場で経営の監視・監督をするという役割から基本報酬のみで構成することとし、株主総会で決定された報酬限度額の範囲内で、各委員の職務に応じ、監査等委員会での協議による合意に基づき決定しております。

チ. 取締役の報酬等に関する株主総会の決議状況

当社の取締役（監査等委員を除く）の報酬限度額は、2017年6月28日開催の第43回定時株主総会において、年額200百万円以内（ただし使用人分給与を含まず。又、上記金額の内、社外取締役分は年額30百万円以内。）と決議いただいております。決議時点の監査等委員を除く取締役の員数は5名（うち、社外取締役は1名）であります。

また、2017年6月28日開催の第43回定時株主総会の決議により、取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。）に対する業績連動型株式報酬制度を導入し、その限度額は3事業年度を対象として合計120百万円であります。決議時点の当該定め対象となる取締役の員数は4名（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。）であります。

監査等委員である取締役の報酬限度額は、2017年6月28日開催の第43回定時株主総会において、年額30百万円以内と決議いただいております。決議時点の監査等委員である取締役の員数は3名であります。

リ. 上記のほか報酬等の決定に関する事項

取締役の報酬等の額についての最終決定権限は取締役会が有しております。

また、報酬制度及び報酬等の額の決定プロセスにおける透明性と客観性を高めるため、社長を議長、社外取締役全員を委員とする任意の指名・報酬委員会を設置し、取締役会は役員報酬にかかる上程案を事前に指名・報酬委員会に諮問し、指名・報酬委員会からの答申を踏まえて審議の上、決定しております。

②当事業年度に係る報酬等の総額

区 分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)			対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	業績連動 報酬等	非金銭 報酬等	
取締役 (監査等委員を除く) (内、社外取締役)	173 (5)	118 (5)	25 (0)	29 (0)	5 (1)
取締役 (監査等委員) (内、社外取締役)	21 (9)	21 (9)	0 (0)	0 (0)	3 (2)
合計 (内、社外取締役)	194 (15)	140 (15)	25 (0)	29 (0)	8 (3)

- (注) 1. 当社は使用人兼務取締役の使用人分給与は支給していません。
 2. 上記の業績連動報酬等は取締役 (社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。) 4名に対する当事業年度における役員賞与引当金繰入額であります。
 3. 上記の非金銭報酬等は取締役 (社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。) 4名に対する当事業年度における役員株式給付引当金繰入額であります。

③社外役員が子会社等から受けた役員報酬等の総額

該当事項はありません。

(6) 社外役員に関する事項

①他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

取締役 (監査等委員) 原口昌之氏は、英和法律事務所 (旧 原口総合法律事務所) 代表、MRT株式会社の社外監査役及び株式会社ピースリーの社外取締役 (監査等委員) を兼務しております。なお、当社と当該兼職先との間には特別な関係はありません。

取締役 (監査等委員) 布施木孝叔氏は、綜研化学株式会社の社外取締役及び株式会社アルファシステムズの社外監査役を兼務しております。なお、当社と当該兼職先との間には特別な関係はありません。

②会社又は会社の特定関係事業者の業務執行者又は業務執行者でない役員との親族関係

該当事項はありません。

③当事業年度における主な活動状況

- ・取締役会及び監査等委員会への出席状況

		取締役会 (18回開催)		監査等委員会 (18回開催)	
		出席回数	出席率	出席回数	出席率
取締役	川又 政治	18回	100%	—	—
取締役（監査等委員）	原口 昌之	18回	100%	18回	100%
取締役（監査等委員）	布施木 孝叔	18回	100%	18回	100%

- ・取締役会及び監査等委員会における発言状況及び社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
イ. 取締役 川又政治氏は、主に他社における経営者としての豊富な経験と幅広い見識に基づき、経営の監督と経営全般への助言を行うとともに、取締役会の機能強化に向けた積極的な発言を行い、社外取締役に求められる役割・責務を十分に発揮しております。更に、海外における企業経営やIT関連事業の経験と知識に基づき、当社グループの経営に有用な提言を行っております。

また、指名・報酬委員会委員として、取締役及び経営陣幹部の指名、役員報酬制度や個別報酬額の決定に関し、手続きの透明性及び取締役会からの諮問内容の妥当性、公正性について独立した立場から積極的に意見・提言を行っております。

- ロ. 取締役（監査等委員）原口昌之氏は、弁護士・公認会計士としての豊富な経験と知見に基づき、主に企業法務及び企業会計の専門的見地から積極的に発言を行い、独立した立場で監査等委員でない取締役の職務執行を監督し、経営全般を監査することで、社外取締役として十分な役割・責務を果たしております。更に、必要に応じ、法律家としての見地からリスク管理やコンプライアンス体制の強化に向けた提言を行っております。

また、指名・報酬委員会委員として、取締役及び経営陣幹部の指名、役員報酬制度や個別報酬額の決定に関し、手続きの透明性及び取締役会からの諮問内容の妥当性、公正性について独立した立場から積極的に意見・提言を行っております。

- ハ. 取締役（監査等委員）布施木孝叔氏は、公認会計士としての豊富な経験・知見に基づき、主に企業会計の専門的見地から積極的に発言を行い、独立した立場で監査等委員でない取締役の職務執行を監督し、経営全般を監査することで、社外取締役として十分な役割・責務を果たしております。更に、必要に応じ、会計基準変更への対応や内部統制・ガバナンス体制の強化に向けた提言を行っております。

また、指名・報酬委員会委員として、取締役及び経営陣幹部の指名、役員報酬制度や個別報酬額の決定に関し、手続きの透明性及び取締役会からの諮問内容の妥当性、公正性について独立した立場から積極的に意見・提言を行っております。

5. 会計監査人の状況

(1) 名称

EY新日本有限責任監査法人

(2) 報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	47百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	47百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 当社監査等委員会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、取締役（監査等委員である取締役を除く）、社内関係部門及び会計監査人からの必要な資料の入手や報告の聴取を通じて、前事業年度における職務執行状況や報酬見積りの算定根拠、並びに当事業年度の会計監査人の監査計画の内容及び報酬額の見積りの妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等について適切であると判断し、会社法第399条第1項及び同条第3項の同意を行っております。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

又、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

なお、取締役会が、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任又は不再任を株主総会の会議の目的とすることを監査等委員会に請求し、監査等委員会はその適否を判断したうえで、株主総会に提出する議案の内容を決定いたします。

(5) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

6. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

①当社及び子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- イ. 取締役及び使用人は、社会規範及び倫理を尊重するとともに、法令及び定款を遵守し職務を執行する。
 - ロ. 取締役会が取締役の職務の執行を監督するため、取締役は、定期的に職務の執行状況を取締役会に報告するとともに、他の取締役の職務の執行状況を相互に監視、監督する。取締役の職務の執行状況は、監査等委員会監査等基準及び監査等委員会監査計画に基づき監査等委員会の監査を受けるものとする。
 - ハ. 内部監査室は、内部監査規程に基づき、業務執行部門から独立した立場で継続的に内部統制システムの整備・運用状況についての監査及び評価を行い、その結果を被監査部門にフィードバックするとともに、取締役及び監査等委員会に適宜報告する。
- 二. 取締役及び使用人の職務の執行に係る法令上疑義のある行為等について、内部通報制度を構築・運用し、不祥事の早期発見及び未然防止に努める。使用人の法令又は定款違反行為については社長が、取締役の法令又は定款違反行為については取締役会が、それぞれ具体的な処分を決定する。
- ホ. 反社会的勢力の排除に関しては、その基本方針・排除体制・対応方法を「反社会的勢力排除対応マニュアル」に定め、反社会的勢力を排除するための体制を構築するとともに、不当要求を受けた場合には、組織全体で毅然とした態度で対応する。

②当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制並びに子会社の取締役等の職務の執行に係る当社への報告に関する体制

- イ. 取締役の職務の執行に係る情報については、法令及び文書管理規程に基づき、文書又は電磁的媒体に記録し、適切に保存及び管理を行う。
- ロ. 取締役の職務の執行に係る情報の記録、保存及び管理状況について、監査等委員会の監査を受けるものとする。
- ハ. 子会社の取締役等は、必要に応じ当社の取締役会に出席し、会社の状況を報告する。又、取締役等の職務の執行に係る当社への報告に関し、当社の関係会社管理規程に基づき、報告体制を整備する。当該報告資料は、当社の取締役が常時閲覧できるものとする。

③当社及び子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- イ. 取締役会は、当社又は子会社の経営に対する損失の危険に対処すべく、予め想定されるリスクの把握を行い、危機発生時に必要な対応の方針と体制を整備し、損失を最小限にとどめる。会社の経営リスクに対して、適切かつ継続的なリスク管理を行うとともに、継続的に管理体制を監視し、改善を図る。

- ロ. 経営上想定されるリスクの発生を未然に防止するための手続き、発生したリスクへの対応方法等を社内規程もしくは社内規則に定め、リスクマネジメントの強化を図る。
- ハ. 取締役は、担当職務の執行に係る経営リスクの把握、分析及び評価を行い、取締役会等に対して、重要な経営判断資料として提供する。本部長及び部署長は、担当職務の内容を整理し、内在するリスクを把握、分析及び評価を行った上で、適切な対策を実施するとともに、担当職務におけるリスクマネジメント状況を監督し、定期的に見直すとともに、担当取締役に適宜報告する。
- 二. 不測の事態が発生した場合には、社長指揮下の対策本部を設置又は対応責任者を定め、迅速な対応による損失拡大の防止に努めるとともに、取締役会に適宜報告する。

④当社及び子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- イ. 各取締役の職務は、取締役会決議その他の社内規程に基づき決定される。これら規程は、法令の改廃、職務執行の効率化その他により、随時見直すべきものとする。
- ロ. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として、取締役会を少なくとも月1回開催するものとする。取締役会で決議する重要な事項は、経営の効率化に資するよう、経営会議等での審議を経て、取締役会で執行決定を行う。
- ハ. 取締役は、経営理念の下に策定された中期経営計画及び年度予算の達成に向けて職務を遂行する。又、各事業部門の業績と改善策は、取締役会において報告され審議されるものとする。

⑤当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- イ. 当社及び子会社は、社会規範及び倫理を尊重するとともに、法令及び定款を遵守する。又、当社と子会社間における取引は、法令、会計原則、税法その他の社会規範に照らし適切なものでなければならない。
- ロ. 子会社各社は、当社との連携・情報共有を密に保ちつつ、自社の規模、事業の性質その他企業個性及び特性を踏まえ、自律的に内部統制システムを整備することを基本とする。子会社の規程類は、当社の規程類に準じて整備されるべきものとする。
- ハ. 当社は関係会社管理規程を定め、子会社の経営管理を行うものとする。当社及び子会社各社の取締役は、適切な内部統制システムの整備が行えるよう、意見交換し相互に協力するものとする。
- 二. 当社及び子会社の内部統制システムの構築及び管理の統括部署を経営企画部とし、監査及び評価の担当部署を内部監査室とする。内部監査室は、当社及び子会社の監査を定期的を実施することと合わせて、当社及び子会社を対象とした監査を包括的に実施することで、当社及び子会社の業務全般にわたる内部統制システムの有効性と妥当性を確保する。
- ホ. 監査等委員会は、子会社の監査役と連携して子会社の業務執行状況を監査し、当社及び子会社の連結経営に対応した企業集団の業務の適正を監視、監督する。又、監査を実効的かつ適正に行えるよう内部監査室及び会計監査人との緊密な連携等、的確な体制を構築する。

⑥財務報告の信頼性を確保するための体制

イ. 財務報告の信頼性を確保するため、「財務報告の信頼性に係る内部統制運用実施細則」を定め、財務報告に係る内部統制に必要な仕組みを整備し、その有効な運用を行う体制を構築する。

⑦監査等委員会の職務を補助すべき使用人に関する事項

イ. 監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合には、監査等委員会の職務が適切に行われるよう、適時に対応するものとする。

⑧前号の使用人の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性及び当該使用人に対する監査等委員会の指示の実効性の確保に関する事項

- イ. 前号の使用人を置くこととなった場合には、当該使用人の指揮命令権は監査等委員会が有し、又、当該使用人の任命、異動、評価、懲戒については、監査等委員会の意見を尊重した上で行うものとし、当該使用人の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性を確保するものとする。
- ロ. 前号の使用人が他部署の使用人を兼務する場合は、監査等委員会に係る業務を優先して従事するものとする。

⑨当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人並びに子会社の取締役、監査役、使用人及びこれらの者から報告を受けた者が監査等委員会に報告をするための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制

- イ. 当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人は、職務の執行に関する法令違反、定款違反又は不正行為の事実、もしくは当社又は子会社に著しい損害を及ぼすおそれがある事実を発見したときには、直ちに監査等委員会に報告するものとする。
- ロ. 子会社の取締役、監査役、使用人及びこれらの者から報告を受けた者は、職務の執行に関する法令違反、定款違反又は不正行為の事実、もしくは当社又は子会社に著しい損害を及ぼすおそれがある事実を発見したときには、直ちに内部監査室を通じて監査等委員会に報告するものとする。
- ハ. 取締役（監査等委員である取締役を除く。）は、担当職務の執行状況及び経営に必要な社内外の重要事項について取締役会等の重要会議において報告を行い、監査等委員は、当該会議体に出席し、職務の遂行に関する報告を受けることができる。
- 二. 監査等委員会は、内部監査室と定期的に会合を開催し、必要に応じて取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人に対し報告を求めることができる。取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人は、監査等委員会から職務の執行に関する事項の説明を求められた場合には、迅速かつ的確に当該事項についての報告を行うものとする。

⑩監査等委員会へ報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

イ. 監査等委員会への報告を行った者に対して、当該報告をしたことを理由として、いかなる不利益な取扱いもしてはならないものとする。

⑪監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

イ. 監査等委員がその職務の執行について、費用の前払い等を請求したときは、担当部署において審議の上、当該請求に係る費用又は債務が当該監査等委員の職務の執行に必要なことが明らかな場合を除き、所定の手続きにより当該費用又は債務を処理する。

ロ. 監査等委員の職務の執行について生ずる費用等を弁済するため、毎年一定の予算を設ける。

⑫その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

イ. 監査等委員の少なくとも過半数は社外取締役とし、監査の独立性、実効性を高めるとともに、対外透明性を担保する。

ロ. 監査等委員は、取締役会に出席して必要に応じ意見を述べるほか、取締役等から職務執行状況を聴取し、当社の各部署及び子会社の職務及び財産の状況調査を行い、又、監査上の重要課題等について取締役と意見交換を行う。監査等委員会が重要な会議への出席を求めた場合、これを尊重する。

ハ. 監査等委員会は、内部監査室、会計監査人、子会社の監査役との定期的な情報交換を行い、連携して当社及び子会社の監査の実効性を確保するものとする。又、監査等委員会は、必要に応じて内部監査室に調査を求めることができる。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社では、前記「業務の適正を確保するための体制」に関する基本方針に基づいて、体制の整備とその適切な運用に努めております。当事業年度における当該体制の運用状況の概要は、次のとおりです。

①取締役及び使用人の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制について

- ・当事業年度においては定例取締役会12回、各決算期末及び臨時に開催した取締役会6回（合計18回）を開催し、取締役会規程並びに法令及び定款の定めに基づき、経営上の重要事項の審議・決定を行うとともに、毎月、担当取締役から職務執行状況の報告を行い、取締役の職務執行の適正性を確保しております。また、当社と利害関係を有しない社外取締役、監査等委員である取締役が毎回出席をし、取締役の職務執行の状況を監視・監督しております。
- ・内部監査については、内部監査規程に基づき、監査等委員会及び会計監査人とも連携を図り、「業務監査」「会計監査」「組織・制度監査」「内部統制システム評価」を実施いたしました。

- ・ 監査等委員でない社外取締役及び全監査等委員は取締役会に加え、経営会議等の重要会議に出席または資料閲覧するとともに、必要に応じて業務執行取締役及び使用人から職務執行状況を聴取し、経営監督機能の強化及び向上を図っております。
- ・ 第三者機関を窓口とした内部通報制度として「社外リスクホットライン」を設置し、内部通報制度運用規程に基づき適切に運用するとともに、運用状況は取締役会において定期的に報告・確認されております。
- ・ 反社会的勢力を排除するため、「反社会的勢力排除対応マニュアル」に基づき、本社総務部が中心となって体制を整備するとともに、社内啓蒙に努めました。

②取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制について

- ・ 業務分掌規程、職務権限規程、稟議規程等の社内規程については、組織変更及び法令改廃に対応して適時改定するとともに、随時見直しを行い、取締役の職務執行の効率化を図っております。

③コンプライアンス強化に向けての取り組みについて

- ・ コンプライアンスの強化に向けて、社内研修やマニュアル等により従業員等への教育・啓蒙を行うとともに、階層に応じて必要な法令遵守に関する知識習得のための研修を実施しております。
- ・ 個人情報保護については、継続的な社員教育を行うとともに、内部監査室が各部署における管理状況をチェックし、必要に応じて指導を行いました。

④企業集団における業務の適正を確保するための体制について

- ・ 子会社の経営管理につきましては「関係会社管理規程」に基づき、経営上の重要事項については、当社取締役会の決裁を受ける体制を整備するとともに、当社取締役会にて、子会社取締役から各社の業務執行状況の報告を行っております。又、内部監査室は、子会社に対する監査を実施し、グループ経営に対応したモニタリングを実施しております。
- ・ 各子会社の経営状態については、関係会社管理の主管部署である経営企画部が中心となり、適時に把握するとともに、定例取締役会において定期的に報告を行いました。

⑤財務報告の信頼性を確保するための体制について

- ・ 財務報告にかかる内部統制につきましては、金融商品取引法及び関係法令並びに東京証券取引所規則への適合性を確保するため、財務報告にかかる内部統制システムを構築・運用するとともに、その有効性について定期的にモニタリングとメンテナンスを実行しております。

⑥監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制について

- ・ 常勤監査等委員は取締役会・経営会議等の重要会議への出席、稟議書等の決裁書類や業務執行に関する重要書類の閲覧、必要に応じ取締役及び使用人からの職務執行状況の聴取等を行い、内部統制システムの整備・運用状況を確認しております。
- ・ 監査等委員会は内部監査室及び会計監査人、子会社の監査役と定期的に情報交換を行い、連携して監査の実効性確保を図っております。

7. 会社の支配に関する基本方針

当社は財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を定めており、その内容等（会社法施行規則第118条第3号に掲げる事項）は次のとおりであります。

①当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針の内容

当社は、金融商品取引所に株式を上場している者として、市場における当社株式の自由な取引を尊重し、特定の者による当社株式の大量買付行為であっても、当社の企業価値及び株主共同の利益の確保・向上に資するものである限り、これを一概に否定するものではありません。又、最終的には株式の大量買付行為に依るかどうかは株主の皆様の決定に委ねられるべきだと考えております。

ただし、株式の大量買付行為の中には、例えばステークホルダーとの良好な関係を保ち続けることができない可能性をもたらすなど、当社の企業価値及び株主共同の利益を損なうおそれのあるものや、当社の企業価値及び株主共同の利益の向上に資するとは言えないもの、あるいは株主の皆様が最終的な決定をされるために必要な時間や情報が十分に提供されないものもありえます。

そのような行為に対して、当社取締役会は、株主の皆様から負託された者の責務として、株主の皆様のために、必要な時間や情報の確保、株式の大量買付者との交渉などを行う必要があると考えております。

②基本方針の実現に資する特別な取組み

当社は、当社の企業価値及び株主共同の利益の確保・向上によって、株主、投資家の皆様に長期的に継続して当社に投資していただくため、前記①の基本方針の実現に資する特別な取組みとして、以下の施策を実施してまいります。

イ. 当社の企業価値の源泉

当社は、1976年に「早稲田大学院生塾」として発足して以来、一貫して「本気でやる子を育てる」という教育理念を掲げ、自分たちの力で日本一の学習塾になるうとの目標のもと、学習塾としての原点を見失うことなく、「成績向上と志望校合格」という生徒・保護者の期待とニーズに応えることを最優先に、質の高い授業の提供に努めております。

そして、当社の企業価値は、教育理念、従業員と経営陣の信頼関係に基礎をおく組織力、組織力を生み出す企業文化、多くの利害関係者との間の信頼関係、その他の有形無形の財産に源泉を有するものであります。

当社が、かかる教育理念に基づいて、顧客や従業員への貢献を実現すれば、自ずとコーポレートビジョンが具現化され、業績向上を通じて、広い意味で社会への貢献を実現できるとともに、当社の企業価値及び株主共同の利益を確保・向上させていくことができるものと考えております。

ロ. 企業価値向上への取組み

当社のコア事業は学習塾経営であり、その事業運営においては「本気でやる子を育てる」という教育理念に基づき、単に志望校に合格することだけを目的とするのではなく、受験勉強を通じて、「自らの力で考え、困難を乗り越えていける子供を育てる」ことを基本方針としてまいりました。

当社としては、このような基本方針のもと、中長期の経営戦略を策定し、既存事業の拡大発展を推進するとともに、新規事業への取組みも積極的に進め、「子どもたちの未来を育む独自の価値を提供し続け、教育企業No.1を目指す」という企業目標と、当社の企業価値向上の実現を目指してまいります。

ハ. コーポレート・ガバナンスについて

当社は、時代のニーズと経営環境の変化に迅速に対応することができ、かつ健全で効率的な経営組織の構築を基本としており、内部牽制及び監督機能の充実、リスクマネジメント及びコンプライアンスの強化、正確かつ迅速な情報開示に努め、企業統治が有効に機能する体制の構築を目指しております。

これまで当社は、この基本方針に基づき、内部統制システムを整備し、ガバナンスが有効に機能する体制作りを努めてまいりました。今後も、当社は、株主の皆様、顧客の皆様（生徒・卒業生及びその保護者）、取引先、従業員、地域社会等のステークホルダーの皆様からの信頼を一層高めるべく、法令・ルールへの遵守を徹底し、内部統制の充実・強化に努め、企業としての社会的責任を果たしてまいります。

二. 業績に応じた株主の皆様に対する利益還元

当社は多数のステークホルダーの皆様にご支持いただくことが、当社の企業価値及び株主共同の利益を確保・向上させていくための重要な要素であると考えており、中でも株主の皆様への利益還元を強化していくことは重要な経営課題の一つと認識しております。

今後も、安定的な経営基盤の確立と株主資本利益率の向上に努めるとともに、株主の皆様への利益還元を更に強化するべく経営努力を継続してまいります。

③基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社は、2009年5月29日開催の取締役会において、「当社株式の大量買付行為への対応策（買収防衛策）」（以下「本プラン」という。）の導入を決議し、直近では2021年6月25日開催の当社第47回定時株主総会において、株主の皆様へ、本プランの継続をご承認いただきました。

本プランは、大量買付者が遵守すべきルールを明確にし、株主及び投資家の皆様が適切な判断をするために必要かつ十分な情報及び時間、並びに大量買付者との交渉の機会を確保することを目的としております。そして、大量買付者が本プランにおいて定められる手続に従うことなく大量買付行為を行う場合や、大量買付者が本プランに定める手続に従って大量買付行為を行う場合であっても、当社取締役会が当該大量買付行為の内容を検討し、大量買付者との協議、交渉等を行った結果、その買付行為が当社の企業価値及び株主共同の利益を害する大量買付行為であると認められる場合に、当社取締役会によって対抗措置が講じられる可能性があることを明らかにし、これらを適切に開示することにより、当社の企業価値及び株主共同の利益の確保・向上に資さない当社株式の大量買付行為を行おうとする者に対して警告を行うものであります。

本プランの対象となる当社株式の大量買付行為とは、買付け等の結果、a. 当社の株券等の保有者が保有する当社の株券等に係る株券等保有割合の合計又はb. 当社の株券等の公開買付者が所有し又は所有することとなる当社の株券等及び当該公開買付者の特別関係者が所有する当社の株券等に係る株券等所有割合の合計のいずれかが20%以上となる者（当該買付け等の前にa. 又はb. のいずれかが20%以上である者を含む。）による買付け等又は買付け等の提案としております。

本プランにおける対抗措置は、原則として、株主の皆様に対し、大量買付者及びその関係者による権利行使が認められないとの行使条件並びに当社が当該大量買付者及びその関係者以外の者から当社株式と引換に新株予約権を取得する旨の取得条項等を付すことが予定される新株予約権の無償割当てを実施するものとなっております。

本プランにおいては、対抗措置の発動又は不発動について取締役会の恣意的判断を排除するため、当社取締役会が、取締役会から独立した委員のみから構成される「独立委員会」の判断を最大限尊重して、対抗措置の発動又は不発動を決定することとしております。又、独立委員会が対抗措置の発動に際して、予め株主総会の承認を得るべき旨を勧告した場合、又は独立委員会への諮問後であっても、当社取締役会が株主総会の開催に要する時間的余裕等の諸般の事情を勘案した上で、善管注意義務に照らして、株主の皆様意思を確認することが適切であると判断した場合には、株主の皆様意思を確認するための株主総会を招集し、大量買付者に対して対抗措置を発動するか否かの判断を、株主の皆様に行っていただきます。

なお、本プランの有効期間は2024年3月期に関する定時株主総会の終結の時までとされております。ただし、有効期間の満了前であっても、当社の株主総会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合又は当社取締役会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、その時点で廃止されるものとしております。

④前記取組みが会社の支配に関する基本方針に沿い、当社株主の共同の利益を損なうものではなく、当社役員の地位の維持を目的とするものではないことについての取締役会の判断及びその理由

前記②に記載の取組みは、当社の企業価値の源泉を十分に理解した上で策定されており、前記①の基本方針に沿うものであり、当社株主の共同の利益を損なうものではなく、又、当社役員の地位の維持を目的とするものでもありません。

又、前記③に記載の取組みは、当社株式に対する大量買付行為がなされた際に、当該大量買付行為に応じるべきか否かを株主の皆様が判断し、又、当社取締役会が株主の皆様のために代替案を提示し、大量買付者と交渉を行うこと等を可能とするために必要な情報や時間を確保することにより、当社の企業価値及び株主共同の利益を確保又は向上することを目的として導入されるものであり、会社の支配に関する基本方針に沿うものであります。

更に、本プランは、

- ・買収防衛策に関する指針の要件等を完全に充足していること
- ・株主意思を重視していること
- ・独立性の高い社外者（独立委員会）の判断を重視していること
- ・合理的な客観的要件が設定されていること
- ・独立した地位にある専門家の助言を取得できること
- ・デッドハンド型やスローハンド型買収防衛策ではないこと

等の理由から、前記①に記載の基本方針に沿うものであり、当社株主の共同の利益を損なうものではなく、又、当社役員の地位の維持を目的とするものでもないと考えております。

(注) 1. 本事業報告に記載する金額、株式数等については、表示単位未満を切り捨てて表示しております。ただし、比率（持株比率を除く。）の表示については、四捨五入を行っております。
2. 本事業報告における数値・情報は、特に記載のない場合、当事業年度末現在のものです。

連結貸借対照表 (2022年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	第48期
資 産 の 部	
流動資産	7,904,346
現金及び預金	5,207,200
営業未収入金	1,894,820
商品及び製品	231,936
原材料及び貯蔵品	68,121
前払費用	476,640
その他	31,523
貸倒引当金	△5,896
固定資産	11,759,418
有形固定資産	5,583,143
建物及び構築物	8,075,434
減価償却累計額	△4,408,727
建物及び構築物 (純額)	3,666,707
土地	1,093,541
リース資産	1,235,904
減価償却累計額	△637,702
リース資産 (純額)	598,202
建設仮勘定	12,735
その他	934,647
減価償却累計額	△722,689
その他 (純額)	211,958
無形固定資産	1,764,306
ソフトウェア	416,312
のれん	1,302,529
その他	45,465
投資その他の資産	4,411,968
投資有価証券	592,564
繰延税金資産	849,762
差入保証金	2,770,148
その他	209,893
貸倒引当金	△10,400
資産合計	19,663,765

科 目	第48期
負 債 の 部	
流動負債	4,914,387
支払手形及び買掛金	344,547
未払金	741,852
未払費用	1,027,772
リース債務	223,343
未払法人税等	637,761
未払消費税等	358,242
前受金	851,704
賞与引当金	579,781
役員賞与引当金	26,370
株主優待引当金	61,118
その他	61,893
固定負債	3,317,729
リース債務	386,213
退職給付に係る負債	1,024,689
資産除去債務	1,827,881
役員株式給付引当金	43,373
従業員株式給付引当金	21,420
その他	14,151
負債合計	8,232,117
純 資 産 の 部	
株主資本	11,341,437
資本金	2,014,172
資本剰余金	2,019,962
利益剰余金	7,447,532
自己株式	△140,229
その他の包括利益累計額	90,210
その他有価証券評価差額金	91,347
為替換算調整勘定	5,350
退職給付に係る調整累計額	△6,487
非支配株主持分	-
純資産合計	11,431,648
負債・純資産合計	19,663,765

連結損益計算書 (2021年4月1日から2022年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	第48期
売上高	28,551,086
売上原価	20,684,308
売上総利益	7,866,777
販売費及び一般管理費	6,045,210
営業利益	1,821,567
営業外収益	50,415
受取利息	104
受取配当金	21,031
不動産賃貸料	11,196
その他	18,082
営業外費用	30,618
支払利息	12,449
固定資産除却損	16,254
その他	1,914
経常利益	1,841,364
税金等調整前当期純利益	1,841,364
法人税、住民税及び事業税	761,925
法人税等調整額	△28,589
当期純利益	1,108,028
非支配株主に帰属する当期純利益	—
親会社株主に帰属する当期純利益	1,108,028

貸借対照表 (2022年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	第48期
資 産 の 部	
流動資産	7,414,737
現金及び預金	4,703,422
営業未収入金	1,793,103
商品及び製品	226,761
原材料及び貯蔵品	62,818
前払費用	466,447
関係会社短期貸付金	150,986
その他	16,073
貸倒引当金	△4,876
固定資産	11,851,454
有形固定資産	4,355,903
建物	6,754,429
減価償却累計額	△3,900,626
建物（純額）	2,853,802
構築物	115,385
減価償却累計額	△95,001
構築物（純額）	20,383
工具、器具及び備品	843,511
減価償却累計額	△657,815
工具、器具及び備品（純額）	185,696
土地	683,318
リース資産	1,235,904
減価償却累計額	△637,702
リース資産（純額）	598,202
建設仮勘定	12,735
その他	6,686
減価償却累計額	△4,921
その他（純額）	1,765
無形固定資産	1,033,422
ソフトウェア	398,830
のれん	600,202
その他	34,389
投資その他の資産	6,462,128
投資有価証券	575,537
関係会社株式	2,122,539
長期前払費用	191,535
関係会社長期貸付金	8,068
繰延税金資産	812,346
差入保証金	2,751,501
その他	11,000
貸倒引当金	△10,400
資産合計	19,266,191

科 目	第48期
負 債 の 部	
流動負債	4,562,254
買掛金	340,336
リース債務	223,343
未払金	697,006
未払費用	975,590
未払法人税等	587,071
未払消費税等	350,007
前受金	694,738
預り金	52,045
賞与引当金	555,618
役員賞与引当金	25,380
株主優待引当金	61,118
固定負債	3,293,903
リース債務	386,213
退職給付引当金	996,104
預り保証金	46,325
資産除去債務	1,800,466
役員株式給付引当金	43,373
従業員株式給付引当金	21,420
負債合計	7,856,157
純 資 産 の 部	
株主資本	11,319,100
資本金	2,014,172
資本剰余金	2,019,962
資本準備金	1,963,121
その他資本剰余金	56,841
利益剰余金	7,425,195
利益準備金	17,388
その他利益剰余金	7,407,806
別途積立金	220,000
繰越利益剰余金	7,187,806
自己株式	△140,229
評価・換算差額等	90,932
その他有価証券評価差額金	90,932
純資産合計	11,410,033
負債・純資産合計	19,266,191

損益計算書 (2021年4月1日から2022年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	第48期
売上高	26,894,631
売上原価	19,577,153
売上総利益	7,317,478
販売費及び一般管理費	5,620,808
営業利益	1,696,669
営業外収益	150,001
受取利息	136
受取配当金	115,586
業務受託料	20,450
その他	13,827
営業外費用	26,441
支払利息	8,787
固定資産除却損	15,485
その他	2,167
経常利益	1,820,229
特別利益	2,787
抱合せ株式消滅差益	2,787
税引前当期純利益	1,823,016
法人税、住民税及び事業税	685,829
法人税等調整額	△55,114
当期純利益	1,192,301

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2022年5月17日

株式会社早稲田アカデミー
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 伊藤 恭治

業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 林 美岐

業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社早稲田アカデミーの2021年4月1日から2022年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社早稲田アカデミー及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2022年5月17日

株式会社早稲田アカデミー
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 伊 藤 恭 治
指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 林 美 岐

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社早稲田アカデミーの2021年4月1日から2022年3月31日までの第48期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告

監査報告書

当監査等委員会は、2021年4月1日から2022年3月31日までの第48期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号口及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査等委員会監査等基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制システムの関連部署と連携の上、重要な会議にWeb会議システム等で出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、定期的子会社から事業の報告を受けました。
- ② 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号口の各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
- ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実はありません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項はありません。
- ④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針は相当であると認めます。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号口の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年5月18日

株式会社早稲田アカデミー 監査等委員会

常勤監査等委員・取締役 遠 藤 忠 雄 ㊟

監査等委員・社外取締役 原 口 昌 之 ㊟

監査等委員・社外取締役 布 施 木 孝 叔 ㊟

以 上

メ 毛

Handwriting practice lines consisting of 18 horizontal dashed lines.

第48回 定時株主総会 会場ご案内図

日 時

2022年6月24日（金曜日）午前10時～

場 所

東京都新宿区戸塚町一丁目104番地19
リーガロイヤルホテル東京 3階 「ロイヤルホール」
会場TEL：03-5285-1121

交通機関のご案内

- 都電荒川線早稲田駅 改札を出て徒歩約3分
- 東京メトロ東西線早稲田駅 3a出口より徒歩約10分
- 東京メトロ有楽町線江戸川橋駅 1b出口より徒歩約15分

